

医師による感染症発生届の電磁的方法による届出について

- 感染症対策において、感染拡大防止のためには、疫学情報がリアルタイムで収集され、関係者で共有されることが重要です。
- この取組を更に推進させるため、感染症発生等の情報を行政が迅速・効率的に収集し、感染症対策に活かしていくためのデジタル化の取組として、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師から都道府県に対して届出を行う場合には、電磁的方法によるものとする義務（それ以外の医師については、努力義務）が課されています。

医師による感染症発生届の電磁的方法による届出について



医師の
みなさまへ

POINT 制度趣旨

- 感染症対策において、感染拡大防止のためには、疫学情報がリアルタイムで収集され、関係者で共有されることが重要。
- この取組を更に推進させるため、感染症発生等の情報を行政が迅速・効率的に収集し、感染症対策に活かしていくためのデジタル化の取組として実施。



〔電磁的届出方法〕

NESID（感染症サーベイランスシステム）へ入力

※ やむを得ない理由で届出様式（紙ベース）で保健所へ届出を行う場合は、厚生労働省のHPに掲載されている最新（現行）の様式を使用。

類型	第一種感染症指定医療機関	第二種感染症指定医療機関	結核指定医療機関	第一種協定指定医療機関	第二種協定指定医療機関	その他医療機関
医師による電磁的な方法による発生届	義務	義務	努力義務	努力義務	努力義務	努力義務